

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第64号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（徴収の引継ぎ）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>（行政手続条例の適用除外）</p> <p>第6条の2 [略]</p>	<p>（徴収の引継ぎ）</p> <p>第6条 [略]</p> <p><u>（申告書等への個人番号等の記載）</u></p> <p><u>第6条の2 法その他の地方税に関する法律及びこの条例に基づき知事又は局長に申告書、申請書、届出書その他の書類を提出する者は、規則で定める場合を除き、当該書類に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号を記載しなければならない。</u></p> <p>—</p> <p>（行政手続条例の適用除外）</p> <p>第6条の3 [略]</p>
2	<p>附 則</p> <p>（県民税の法人税割の税率の特例）</p> <p>第19条 昭和52年2月1日から<u>平成28年1月31日</u>までの間に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第37条の規定にかかわらず、100分の4とする。</p>	<p>附 則</p> <p>（県民税の法人税割の税率の特例）</p> <p>第19条 昭和52年2月1日から<u>平成33年1月31日</u>までの間に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第37条の規定にかかわらず、100分の4とする。</p>
備考	改正部分は、下線の部分である。	

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年2月1日から施行する。ただし、表1の項の改正部分及び次条から附則第4条までの規定は、同年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例(表1の項の改正部分に限る。)による改正後の岩手県県税条例の規定は、前条ただし書に規定する日以後に提出する申告書、申請書、届出書その他の書類(以下この条及び附則第4条において「申告書等」という。)について適用し、同日前に提出した申告書等については、なお従前の例による。

(岩手県産業廃棄物税条例の一部改正)

第3条 岩手県産業廃棄物税条例(平成14年岩手県条例第72号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(県税条例の準用)</p> <p>第9条 県税条例第6条、<u>第6条の2</u>、第11条、第13条から第19条まで及び第21条の規定は、産業廃棄物税の賦課徴収について準用する。この場合において、県税条例第6条の2、第11条及び第13条中「県税」とあるのは「産業廃棄物税」と、第21条第2項中「税目それぞれ」とあるのは「産業廃棄物税」と読み替えるものとする。</p>	<p>(県税条例の準用)</p> <p>第9条 県税条例第6条から<u>第6条の3</u>まで、第11条、第13条から第19条まで及び第21条の規定は、産業廃棄物税の賦課徴収について準用する。この場合において、<u>県税条例第6条の2中「この条例」とあるのは「岩手県産業廃棄物税条例」と、「知事又は局長」とあるのは「局長」と、第6条の3</u>、第11条及び第13条中「県税」とあるのは「産業廃棄物税」と、第21条第2項中「税目それぞれ」とあるのは「産業廃棄物税」と読み替えるものとする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県産業廃棄物税条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 前条の規定による改正後の岩手県産業廃棄物税条例の規定は、附則第1条ただし書に規定する日以後に提出する申告書等について適用し、同日前に提出した申告書等については、なお従前の例による。